

お住まいの耐震化を進めましょう!

昨年1月に発生した能登半島地震での、最大震度7の強震による大きな被害を受けた被災地では、未だ多くの方々が避難生活を強いられ、懸命の復旧・復興作業が続いています。

大きな被害が出た背景として「昭和56年5月以前の旧建築基準法の耐震基準により建築された住宅が多く、耐震化も進んでいなかった」「耐震性の低い住宅がことごとく被害を受けた」など、専門家の意見も紹介され、改めて住宅の耐震化の重要性が認識されたところです。また、8月に発生した宮崎・日向灘での地震を受け、初めて南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、大きな不安の中での生活を強いられたことも記憶に新しく、その後も日本各地で地震が頻発している状況です。

もしもの時に備え、お住まいの耐震化を!

昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、旧建築基準法の耐震基準=旧耐震基準により建築されたもので、耐震診断により「倒壊する可能性が高い」と診断される住宅が非常に多いことがわかっています。

住宅を耐震化(補強)することは、あなただけではなく、家族・友人・財産・そして地域の安全にもつながります。

まずは住宅の耐震診断を行い、大地震に備えるために木造住宅の耐震化を考えてみましょう。

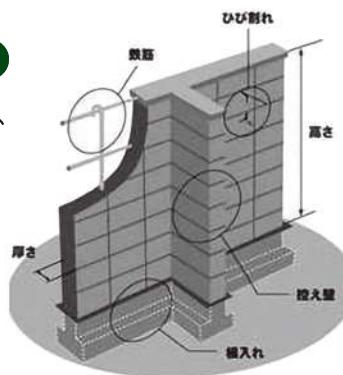
■旧耐震基準と新耐震基準の耐震性能の比較(目安)

	新耐震基準	旧耐震基準
耐震性能	震度6強～7程度の大規模地震に対し、倒壊・崩壊しない	震度5程度の中規模地震に対し、倒壊・崩壊しない

コンクリートブロック塀などの点検を!

劣化したコンクリートブロック塀などは、地震の揺れにより倒壊し、通行人に被害を及ぼしたり、避難や救助の妨げになることが心配されます。

改めて自宅のコンクリートブロック塀などの安全点検を行いましょう。



家具の転倒防止対策を!

平成11年に発生した阪神・淡路大震災では、建物の中でケガをした人のうち、家具などの転倒落下によるケガが46%、飛散したガラスによるケガが29%といわれています。実に75%の人が家具やガラスによって被害を受けたことになります。

家具転倒やガラス飛散を防ぐ対策を施せば、多くの人の被害を防ぐことができます。

家具や家電が、震災時には凶器となります。家具転倒防止などの対策をして自分の身を守りましょう。

問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387

危機管理課 ☎444・0862 FAX441・8330